

宇都宮市立城山中学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和7年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」ものであり、「いじめは決して許されない行為である」との教職員共通認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処(以下「いじめの防止等」という。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したこと及び令和4年12月に国が生徒指導提要进行を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂する。

※(法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) いじめの定義(「宇都宮市いじめ防止基本方針」に同じ)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校※に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 市基本方針における「学校」とは、市立小・中学校をいう。

(2) 基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが決して許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援し、差別やいじめを許さない態度を身に付けさせ、規範意識の醸成を図ります。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- 校内研修や共通理解の場を設ける等して、問題行動等の予知・予防と早期発見・早期対応に努めます。

(3) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。

- ・生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。
- ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 ver.2」を活用し、デジタル・シティズンシップ教育を推進する。

②いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・いじめを把握した場合には、組織的に、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、及びその保護者への助言等を継続的に行う。
- ・必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域との連携

- ・家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめを受けているまたは行っていることに関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1)組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ等対策委員会

〔構成員〕

学校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年主任、教育相談係

※特に学校長が必要と認めた場合は、上記以外の職員、PTA 関係者、地域・関係機関の職員等が参加できる。

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案, 改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施と結果の分析, 情報共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・指導計画の実施状況の把握と改善 など

②校内研修

- ・「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用したいじめ防止等に係る校内研修を実施する。
- ・Q-U検査活用事例研修会の実施や要請訪問による研修等を計画的に実施する。

(2)いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については, 市, 家庭, 地域, 関係機関等と連携して行う。また, 各種年間指導計画の作成に当たっては, いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで, 学校が組織的に, いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく, 全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり, 認知したいじめについては, いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら, いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また, 本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを, 学校のホームページや各種たよりで公開し, 保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等, 様々な機会を捉えて, 積極的に周知する。

①いじめの防止

「いじめはどの生徒にも, あらゆる場面で起こりうる」との認識の下, いじめに関する発達指示的生徒指導と未然防止の取組の充実を図り, いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・児童生徒指導強化連絡会を行う(6月・12月)
- ・あいさつ運動を実施する。(11月)
※ 中学校生徒が小学校を訪問し行う。
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会を実施する。(3月)

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・いじめの未然防止のため, 「学校生活に関するアンケート」を継続的に実施する。
(5月・7月・9月・12月・2月)
- ・いじめゼロポスターの掲示やいじめゼロ川柳の作成, いじめゼロイエローリボンを着用する。

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・道徳科の授業において, 生命や人権を尊重し, いじめを許さない態度を育てる授業を実施する。

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・生徒会専門委員会主催によるいじめ根絶集会を実施する。
- ・イエローリボンの意味を説明する。
- ・道徳科の授業や学級活動において, いじめについての議論等を行う機会や場を設定する。

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・特定教科での指導でなく、各教科領域において積極的に実施する。
- ・朝の会や帰りの会などでの短時間の指導も継続して実施する。
- ・集会等(スマホ出前講座、フィルタリング100%キャンペーン)で、SNSに係ることやスマートフォンや携帯電話及びタブレットの適切な使い方やマナーについての指導を行う。
- ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進を行う。

カ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・性的マイノリティー(性同一性障がいや性的指向・性自認等)に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、震災等被災生徒に対するいじめ、その他多様な背景をもつ生徒へのいじめを防止するために、教職員に対する必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導を行う。

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒・保護者への学校や関係機関の相談窓口等に関する周知

- ・年度初めに生徒に資料を配付する。
- ・保護者会資料として各家庭に配付する。
- ・長期休業中の過ごし方に記載する。

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・各担任が、生徒の現状把握に活用する。
- ・生徒の良さを賞賛するコメントを記載し、生徒の自己肯定感を高める。

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・「学校生活に関するアンケート」を実施する。(年5回)
- ・教育相談、進路相談、三者懇談を実施する。(計:年3回)

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・教育委員会によるネットいじめ等パトロールや保護者との連携により、ネットいじめの早期発見に努め、その結果をもとに本人への指導を行う。
- ・保護者会等を活用し、保護者に啓発を行いながら、保護者からの情報提供を呼びかける。
- ・ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることについて、生徒への指導を行う。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用したいじめ防止等に係る校内研修の実施

- ・いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめ防止、早期発見及びいじめに対する指導力を高めることができるよう、市教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用し、年度初めの職員会議に合わせ職員研修を実施する。
- ・要請訪問等を活用した計画的な研修を実施する。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・認知したいじめについて、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の両保護者との連絡と、今後の対応や方向性等について連携をとる。

③いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心として事実を確認する。

- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおりである。

- ①いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないか確認する)という二つが満たされた状態をいう。なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またはその対応を考える。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携をとる。

オ いじめの解決に向けた保護者との連携を強化する。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携をとる。

④家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTAとの連携と家庭への啓発

- ・市PTA連合会等との連携を図りながら、親学出前講座やリーフレット等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や生徒の状況に合わせた保護者等による指導の大切さ、生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めることなどについて、家庭への啓発を行う。
- ・いじめを受けているまたは行っていることに関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ることなどについて保護者会等で周知を図る。

イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合、学校への情報提供を地域に依頼する。

ウ 関係機関等との連携

- ・いじめにより生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いのある場合やいじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合、警察への相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・いじめの防止等の対策が、関係機関・団体等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、連携・協力体制の構築に努める。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改定版)に沿って対処する。)

4 取組の充実に向けて

- ・本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せてホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、いじめ等対策委員会において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCA サイクルを踏まえて、取り組み内容や取組方法を改善する。